相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字寺尻一四一番地、最後の住所東京都調布市調布ケ丘四丁目三四番地一鬼東荘　被相続人　亡　竹村　宏造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区泉四丁目二四番、最後の住所静岡県浜松市中区泉四丁目二四番四一号　被相続人　亡　塩見準太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号

浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月　彬史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県湖南市石部中央四丁目四五九三番地一、最後の住所滋賀県湖南市石部中央四丁目三番二六号　被相続人　亡　園　眞吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号

浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹下　育男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区竜が台二丁目二番地、最後の住所神戸市西区玉津町水谷四二〇番地の一　被相続人　亡　梅津　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区泉四丁目二四番、最後の住所静岡県浜松市中区泉四丁目二四番四一号　被相続人　亡　塩見準太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号

浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月　彬史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県湖南市石部中央四丁目四五九三番地一、最後の住所滋賀県湖南市石部中央四丁目三番二六号　被相続人　亡　園　眞吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

事務所滋賀県大津市末広町七番一号大津パークビル七階

相続財産管理人　弁護士　竹下　育男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区竜が台二丁目二番地、最後の住所神戸市西区玉津町水谷四二〇番地の一　被相続人　亡　梅津　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

事務所滋賀県大津市末広町七番一号大津パークビル七階

相続財産管理人　弁護士　竹下　育男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字寺尻一四一番地、最後の住所東京都調布市調布ケ丘四丁目三四番地一鬼東荘　被相続人　亡　竹村　宏造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区泉四丁目二四番、最後の住所静岡県浜松市中区泉四丁目二四番四一号　被相続人　亡　塩見準太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号

浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月　彬史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県湖南市石部中央四丁目四五九三番地一、最後の住所滋賀県湖南市石部中央四丁目三番二六号　被相続人　亡　園　眞吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

事務所滋賀県大津市末広町七番一号大津パークビル七階

相続財産管理人　弁護士　竹下　育男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区竜が台二丁目二番地、最後の住所神戸市西区玉津町水谷四二〇番地の一　被相続人　亡　梅津　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

神戸市中央区橘通二丁目一番九号グリーンビル二階　相続財産管理人　長谷部信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市南区阿津二二三一番地、最後の住所岡山市北区弓之町一七番三号　被相続人　亡　秋田　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

事務所岡山市北区番町一丁目五番五号おかやま番町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小寺　立名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市大字東豊井一三〇二番地二八、最後の住所山口県下松市大字東豊井一〇一六番地　被相続人　亡　内山　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

事務所山口県周南市弥生町三丁目二番地周南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田邉　一隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区香住ケ丘五丁目五番、最後の住所福岡県古賀市花見東七丁目九番一五―六〇六号　被相続人　亡　森　純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

福岡県福岡市早良区西新一丁目一〇番一七号ソピア二ッセイビル三階　おしほり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　恩穂井達也

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年八月二十一日

一、墳墓等所在地　愛知県名古屋市千種区平和公園二丁目六〇六

一、墳墓等の名称　天寧寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県名古屋市中区門前町三―二一　宗教法人天寧寺　代表役員　大野　榮人

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年8月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①伊藤武志（夢企画）　②国内旅行　③北海道知事登録旅行業3―466号　④伊藤武志（夢企画）　北海道士別市東3条北2丁目1番地　⑤本店営業所　北海道士別市大通東7丁目　⑥平成16年6月23日　⑧平成26年6月22日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道士別市東3条北2丁目1番地　伊藤武志（夢企画）　伊藤武志

C　①旅のまるく　②第3種旅行業　③岩手県知事登録旅行業第3―226号　④株式会社まるく　岩手県一関市赤荻字雲南171番地2　代表取締役　大竹真　⑤本社営業所　岩手県一関市赤荻字雲南171番地2　⑥平成26年3月24日　⑨平成26年7月25日　⑩300万円　⑪岩手県知事　⑫岩手県一関市赤荻字雲南171番地2　株式会社まるく　代表取締役　大竹真

B　①株式会社ロータストラベル　②第3種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第3―345号　④株式会社ロータストラベル　群馬県前橋市大渡町1―6―9　代表取締役　折茂憲子　⑤本社営業所　群馬県前橋市大渡町1―6―9　⑥平成8年5月27日　⑧平成26年5月27日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県前橋市大渡町1―6―9　株式会社ロータストラベル　代表取締役　折茂憲子